

第2期 松江市子ども・子育て支援事業計画 (改訂版 令和4年度中間見直し)の概要

令和5年3月

1. 計画の期間と計画の対象

【期間】 令和2年度～令和6年度（5年間）

【対象】 18歳未満の子どもとその家庭を対象としています。（ただし、一部は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき20歳未満を児童とします）

また、一部の施策については、次代の親づくりという視点から、今後親となる若い世代も対象としています。

2. 計画策定及び中間見直しの趣旨

本市では、「松江市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承し、平成27年3月に第1期計画として「松江市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に第2期計画として「第2期松江市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和4年度は第2期計画の中間年にあたり、子ども・子育てをめぐる環境やニーズの変化による計画値と実績の乖離状況、並びに、社会情勢を踏まえた見直しを行います。

3. 計画の基本理念と基本目標

【基本理念】 ～ 『松江で育ってよかったな』と思われるまちへ ～

みんなで子どもを^{ほぐ}育む “子育て環境日本一・松江”

- 【基本目標】
- 1 子どものための教育・保育の充実
 - 2 子どものための保護者支援
 - 3 子どものための安全・安心の環境づくり
 - 4 地域や企業とともに取り組む子育て環境の向上
 - 5 子どもの貧困対策【新規】

4. 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。
- 「松江市総合計画」及び「松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とします。
- 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画、市町村母子保健計画（平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立支援計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策計画」を兼ねます。
- 本市の子どもと子育てにかかわる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどの様々な分野にわたり、総合的な展開を図ります。

5. 見直しを行なった箇所

第2章

- ・松江市の状況に関する各グラフを更新しました。
- ・就学前人口推計値について、計画策定当初より減少傾向が強まっていることから、直近の傾向を踏まえて再計算しました。

第3章

- ・基本目標：「(5) 子どもの貧困対策」を追加しました。

第4章

- ・「子どもの貧困対策」を追加しました。

第5章

- ・「教育・保育」「延長保育」「放課後児童健全育成事業」「一時預かり事業（幼稚園型）」「一時預かり事業（幼稚園型以外）」については、サービス提供区域を「市全域」から「中学校区」へ見直しました。
 - ・「教育・保育」「放課後児童健全育成事業」「子育て短期支援事業」「乳児家庭全戸訪問事業」については、量の見込みと確保方策を見直しました。
- その他の項目については、従前の内容を引き継ぎます。

6. 計画の体系と特徴

1 子どものための保育・教育の充実

子どもたちが、豊かな体験を通して心身ともに健全に成長できるよう、子どものための保育・教育の充実に取り組みます。

- (1) 子どものところとからだの健康を育む
- (2) 質の高い就学前の保育・教育の提供
- (3) 就学前教育から小学校教育への円滑な接続の促進
- (4) 地域の教育力を活かした学校教育の充実
- (5) 学校教育等における人権教育
- (6) 青少年の育成

2 子どものための保護者支援

妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行うことによって、子どもを安心して産み育てることができ環境をつくり、保護者がゆとりを持って子育てに取り組むことで子どもの健やかな育ちに結びつくよう保護者支援を行います。

- (1) 親子の健康づくり
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実
- (3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援体制の充実
- (4) 家庭や地域の子育て力向上
- (5) 保護者負担の軽減
- (6) ひとり親家庭の自立支援の推進

3 子どものための安全・安心の環境づくり

すべての子どもが安心して暮らし、守られ、育つ権利が尊重された環境づくりを進めます。

虐待、貧困など支援の必要性が高い子どもやその家族への援助、子どもを犯罪から守るための活動などを行います。

- (1) 大人に対する子どもの人権尊重の啓発
- (2) 児童虐待防止
- (3) 貧困世帯の子どもへの対応
- (4) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動

4 地域や企業とともに取り組む子育て環境の向上

行政だけでなく、企業や地域を含めた社会全体で、子育て中の保護者に寄り合い支えていく取組を進めます。

- (1) 子どもと子育てを地域で支える取組の促進
- (2) 遊び場・生活環境の充実
- (3) 企業における仕事と子育ての両立支援

5 子どもの貧困対策【新規】

子どもの貧困対策は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進する必要があります。

全ての子どもたちがその経済的な環境によって左右されず夢と希望をもって成長していける社会を目指します。

- (1) 教育の支援
 - ・経済的な理由により就学が困難な児童を支援する（就学援助制度）
 - ・サポートワーカーや子どもと親の相談員が、関わる子どもや家庭について校内で情報共有し、ヤングケアラーなどの早期発見に努め、関係機関と連携して解決を図るなど
- (2) 生活の支援
 - ・妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できるよう、保育所、認定こども園、幼稚園などが相談機能の役割を担い、かつ、行政と連携を図ることで様々な支援メニューにつなぐ方策を検討する…【新規】
 - ・子育てホームサポーターなどが、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し支援を行う…【新規】など
- (3) 保護者の就労支援
 - ・「松江市暮らし相談支援センター」にて、直ちに一般就労が困難な方に対して、必要な知識や能力の向上が図れるよう「生活自立」「社会自立」「就労自立」の段階別に就労支援プログラムを実施する（就労準備支援事業）など
- (4) 経済的支援
 - ・「松江市暮らし相談支援センター」にて、安心した就職活動のための一定期間の家賃補助（住居確保給付金事業）や、家計に課題を抱える方に対する相談支援（家計改善支援事業）、緊急に一時的な住まいの確保が必要な方に対する宿泊場所の提供（一時生活支援事業）を実施するなど
- (5) 官公民の連携・協働
 - ・よりきめ細やかで切れ目のない相談支援を行うために、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合し、一本化させた「こども家庭センター」を設置する…【新規】など

以上